

「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方に関する報告書案

令和●年●月●日

医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会

I. はじめに

- 医療法人は、医療機関の開設主体として地域医療の安定的かつ継続的な確保を目的に医療法（昭和23年法律第205号、以下「法」という。）によって設立が認められた法人であり、その責務として、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならないとされている。
- このため、医療法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならないとされ、これを社員又は評議員及び債権者に対して閲覧に供する¹とともに、都道府県知事への届出を行う²こととされている。また、届け出られた事業報告書等については、都道府県知事が請求者に対して閲覧に供する³こととされている。
- 厚生労働省では、この事業報告書等について、「新経済・財政再生計画 改革工程表2020」（令和2年12月18日経済財政諮問会議）において「2023年までにアップロードによる届出・公表を可能とする仕組みの検討とアップロードするデータベースの整備を行う」とされたことを踏まえ、令和4年3月

¹ 法第51条の4第1項 医療法人は、事業報告書などをその主たる事務所に備え置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

² 法第52条第1項 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、事業報告書などを都道府県知事に届け出なければならない。

³ 法第52条第2項 都道府県知事は、定款若しくは寄附行為又は事業報告書などについて請求があった場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

に医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）を改正し、アップロードによる届出を可能とし、都道府県におけるインターネットの利用その他適切な方法による閲覧（令和 5 年 4 月施行）を行うこととしたところであり、事業報告書等のデジタル化に向けた取組を進めている。

- 一方、我が国では、高齢人口の増加や医療の高度化など国民医療費が年々増加していることに加えて、今後、生産年齢人口の急激な減少や医療資源の地域格差など医療制度上克服すべき課題がある。また、新型コロナウイルスの感染拡大初期において、感染拡大による医療機関の経営状況への影響を把握することが困難だったことにより、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関への迅速な支援や国民への情報提供が十分ではなかったという課題も存在する。
- こうした医療を取り巻く課題に対応する政策を進めるためには、医療の置かれている現状と実態を表すために必要な情報を収集し、政策の企画・立案に活用するとともに、国民に対して丁寧に説明していくことが必要である。
- この点、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）では、「医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整え、感染症による医療機関への影響等を早期に分析できる体制を整備する」とされ、「新経済・財政再生計画 改革工程表 2021」（令和 3 年 12 月 23 日経済財政諮問会議。以下「改革工程表 2021」という。）では、「2023 年度までに医療法人の事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整える」とされており、さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定。以下「骨太の方針 2022」という。）では、「経営実態の透明化の観点から、医療法人・介護サービス事業者の経営状況に関する全国的な電子開示システム等を整備する」とされている。
- また、「全世代型社会保障構築会議 議論の中間整理」（令和 4 年 5 月 17 日）では、「看護、介護、保育などの現場で働く人の処遇改善を進めるに際して事業報告書等を活用した費用の見える化などの促進策のパッケージも進めるべきである」とされ、骨太の方針 2022 でも「処遇改善を進めるに際して費用の見える化などの促進策を講ずる。その際、補助金等について事業収益と分けるなど見える化できる内容の充実も検討。」とされている。

- これらの政府方針等の方向性を踏まえ、具体的には、事業報告書等の内容のほか、医療法人が開設する病院又は診療所の事業に係る経営情報を新たに収集し、医療法人の経営情報のデータベースとして構築した上で、当該データベースを活用して国民に医療が置かれている現状・実態の理解を促すとともに、効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築のための政策の企画・立案等に活用できるよう検討することが求められている。
- 厚生労働省では、これまで「医療法人の事業報告書等に係るデータベース構築のための調査研究事業」（令和3年度予算による委託事業。以下「調査研究事業」という。）による検討を進め、「全国的な電子開示システムを構築する場合の方向性」及び「事業報告書等の詳細化を行う場合の方向性」について整理している。
- 本検討会においては、これらのことを踏まえ、「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方について、これまで議論を重ね、一定の結論を得たので、ここに報告書として取りまとめる。

Ⅱ. 医療法人の経営情報のデータベースの目的等について

- 我が国では、高齢人口の増加や医療の高度化など国民医療費が年々増加し、また、今後、生産年齢人口の急激な減少や医療資源の地域格差など医療制度上克服すべき課題がある。
- また、新型コロナウイルスの感染拡大初期において、感染拡大による医療機関の経営状況への影響を把握することが困難であり、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関への迅速な支援や国民への情報提供が十分ではなかったという課題も存在する。
- こうした医療を取り巻く課題に対応するための政策を進めるためには、医療の置かれている現状と実態を表す情報を収集し、政策の企画・立案に活用するとともに、国民に対して丁寧に説明していく必要がある。
- 地域医療の担い手である医療法人は、運営の透明性が求められており、その運営状況を明らかにすることにより医療が置かれている現状と実態につい

て分かりやすく情報提供することは、医療法人制度の趣旨とも反しない。

- このため、政府方針等でも医療法人の経営情報の収集及びそのデータベースの構築並びに国民への丁寧な説明について、検討が必要とされている。
- 具体的には、医療法人の経営情報を把握・分析するとともに、その分析により国民に丁寧に説明するため、新たな制度として医療法人の経営情報⁴を収集してデータベースを構築する。

これにより、

- ・ 医療機関の経営状況をもとに、国民に対して医療が置かれている現状・実態の理解の促進
- ・ 医療機関の経営状況の実態を踏まえた、効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築のための政策の検討
- ・ 物価上昇や災害、新興感染症の発生等に際し、経営への影響を踏まえた的確な支援策の検討
- ・ 実態を踏まえた医療従事者等の処遇の適正化に向けた検討
- ・ 社会保険診療報酬に関する基礎資料である医療経済実態調査の補完

に活用することが可能となる。

- また、医療法人の経営情報のデータベースは、医療機関の経営分析に活用することも可能であり、経営情報を提供した医療法人が開設する医療機関が自ら行う経営課題の分析等に活用することが可能である。
- なお、新たな制度を医療法人制度に位置づけ、医療法人に経営情報の提出を義務づけた場合には、これまでの調査のように調査主体が被調査主体を抽出し、被調査主体が任意で回答するものではなく、医療法人について全数把握が可能となる一方で、全ての医療法人が提出可能な情報には限度があり、提出を求める情報については、原則として医療法人が既に取得・収集している情報とする等の法人の負担に対する配慮が必要である。

⁴ 病院及び診療所に限定した経営情報。

- また、新たな制度の目的は医療法人の経営情報のデータベースの構築とその活用であり、都道府県知事による監督・指導を目的とする事業報告書等とは異なることから、事業報告書等の届出内容を詳細化するような現行制度の見直しではなく、これらは別制度にすべきである。
- 新たな制度の施行時期については、改革工程表 2021 においては、2023 年度までに医療法人の経営情報のデータベースを構築することとされており、この政府方針を踏まえ、施行後に決算期を迎える医療法人から対象として、施行時期は 2023 年度の可能な範囲で早期とする必要がある。

Ⅲ. 医療法人の経営情報のデータベースの在り方について

1. 制度の対象とする医療法人について

- 新たな制度において現行の事業報告書等に含まれる損益計算書等よりも詳細な経営情報の提出を義務づけるに当たっては、医療が置かれている現状と実態を明らかにするという目的に照らして、経営規模等により対象を限定することは望ましくないため、事業報告書等と同じく全ての医療法人に対する義務化を原則とする一方で、対応が困難であることが明らかな医療法人まで義務化すべきではない。
- このため、小規模な医療法人で経理に携わる者も限られることが見込まれる、法人税制度で社会保険診療報酬の所得計算の特例措置⁵（いわゆる四段階税制）が適用されている法人は、社会保険診療報酬に概算経費率を乗じるなどして経費を算出していることを踏まえ、新たな制度の対象から除外すべきである。

⁵ 小規模な医療法人の例 租税特別措置法第 67 条の適用を受ける医療法人

租税特別措置法（抄）（昭和 32 年法律第 26 号）

第六十七条 医療法人が、各事業年度において第 26 条第 1 項に規定する社会保険診療につき支払を受けるべき金額を有する場合において、当該各事業年度の当該支払を受けるべき金額が五千万円以下であり、かつ、当該各事業年度の総収入金額が七千万円以下であるときは、当該各事業年度の所得の金額の計算上、当該社会保険診療に係る経費として損金の額に算入する金額は、当該支払を受けるべき金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

（注）四段階税制の適用を受けている医療法人数（令和 2 年度）は 61 法人

出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

（令和 4 年 1 月国会提出）

2. 提出を求める経営情報について

【総論】

- 新たな制度において、原則、全ての医療法人に経営情報の提出を義務化するるのであれば、一般的には医療法人が対応可能な範囲の情報となるよう医療法人の負担への配慮が必要である。一方、政府方針等で示されている人件費等の費用等を把握することや、補助金の創設又は診療報酬改定などの政策活用を踏まえれば、収集する経営情報がより詳細であることが活用性の向上に繋がる。
- このため、新たな制度により医療法人に提出を求める経営情報は、「政策活用性の向上」及び「医療法人への業務負担」の双方を考慮した上で必要な項目を検討する必要がある。
- なお、提出を求める経営情報の項目は、医療法人制度では統一的な会計基準が定められていないものの、医療機関ごとの財務諸表を作成することを想定して、任意ではあるが、病院会計準則を用いることを推奨していることを踏まえて、「病院会計準則」を基礎として検討を行うべきである。ただし、全ての病院で病院会計準則を適用していないことは考慮する必要がある。
- これらを前提に、提出を求める収益及び費用（損益計算書）の情報については、事業形態の多角化が進む法人もある中、新たな制度の目的と医療法人の業務負担を考慮して、対象となる事業を病院及び診療所に限定した上で、医療機関ごとの経営情報を求めるべきである。
- 一方、資産、負債及び純資産（貸借対照表）の情報については、施設単位で作成していない法人も一定数あることから新たな制度の対象とはせず、現行の事業報告書等における法人単位の貸借対照表を活用すべきである。
- なお、本検討会では、医療機関ごとの資産、負債及び純資産の情報を収集することで、医療機関におけるマネジメントにも活用できる旨の意見があったが、新たな制度施行後のニーズ及び医療法人への業務負担の状況を踏まえ検討することとし、今後の課題とする。

【経過措置】

- 複数の医療機関を開設する医療法人の中には、施設別に損益計算書を作成していない法人が一定数（約3割）あることが調査研究事業において報告されていることから、こうした医療法人の準備のための期間として、制度開始後の提出期限の延長又は制度開始から一定期間、提出内容の簡素化を認める等の経過措置を設ける必要がある。
- 新たな制度では、現行の事業報告書等と同時期（決算終了後3ヶ月）の提出が医療法人の事務的効率性の観点から望ましい。一方、医療法人の中には負担増加による提出時期の延期又は、提出時期に猶予を設ける配慮が必要である。

【処遇改善への活用（職種別の1人当たり給与費）】

- 骨太の方針2022及び、公的価格評価検討委員会「公的価格に関する今後の処遇改善の基本的考え方及び処遇改善の方向性の中間整理」（令和3年12月21日）において、本制度による現場で働く医療従事者の給与上の処遇の把握について検討が求められている。
- 医療従事者の処遇の適正化を進めるため、新たな制度によって、医療機関における現状の給与の把握をするには「職種ごとの年間1人当たりの給与額」の把握が必要である。これは「職種ごとの給与費の合計額」と「職種ごとの延べ人数」により算出できるが、医療法人における財務情報として存在しないことも考えられ、医療法人の負担を考慮すれば既存調査で対応可能なものは、それを活用すべきである。
- このため、新たな制度では「職種ごとの延べ人数」については、別途「病床機能報告」によって報告されている毎年7月1日時点の「職種別の人数」⁶を活用することとし、例えば無床診療所のように「病床機能報告」において得られない場合には病床機能報告の調査対象日と同じ7月1日時点の人数の報告を新たな制度によって求めるべきである。
また、「職種ごとの給与費の合計額」については、財務諸表等の作成には必要とせず、医療機関が把握していないことも多いとされているため、回答を

⁶ 病床機能報告では7月1日現在の人数を以て報告されている（派遣労働者等が含まれていることについて留意が必要。）。

容易にする観点から対象時期を暦年（直近1月1日から12月31日まで）とすべきである⁷。

- また、医療法人によって、職種ごとの細分化が困難な場合や細分化できる範囲も異なるため、提出の対象となる職種の全体を示した上で、その区分方法も含めて提出を任意とすべきである。ただし、医療法人にとって可能な範囲で提出への協力を求める必要がある。
- なお、医療法人の負担を考慮すれば上記によらざるを得ないが、「医療従事者の処遇の適正化を進めるための医療機関における現状の給与の把握をする」との目的を踏まえれば、「職種ごとの年間1人当たりの給与額」は、例えば、年俸制を採用している病院では退職金見合いの金額も含んでいる場合や、医療機関ごとに勤続年数や経験、保有する資格状況等が様々であるため単純に医療機関間での比較はできないこと及び、「職種ごとの人数」を7月1日の定点とすることで通年の延べ人数と比較して異なる傾向になる可能性があるが、こうした点は、分析や公表する際には十分に留意が必要である。

【提出を求める経営情報の具体的な項目】

- 新たな制度において、提出を求める経営情報の具体的な項目は、「病院会計準則」をベースにした上で次のとおり（9頁～11頁）とすべきである。

⁷ 算出のイメージ「A職種1人当たり給与額 = A職種年間給与費（合計） ÷ 直近7月1日現在人数」

(経営情報 病院の項目)

医業収益

入院診療収益

保険診療収益（患者負担含む）※、公害等診療収益※

室料差額収益

外来診療収益

保険診療収益（患者負担含む）※、公害等診療収益※

その他の医業収益

保健予防活動収益※

医業費用

材料費

医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費

給与費

給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費

委託費

給食委託費

設備関係費

減価償却費、器機賃借料

研究研修費

経費

水道光熱費

控除対象外消費税等負担額

本部費配賦額

医業利益（又は医業損失）

医業外収益

受取利息及び配当金※、運営費補助金収益、施設設備補助金収益

医業外費用

支払利息※

経常利益（又は経常損失）

臨時収益

臨時費用

税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）

法人税、住民税及び事業税負担額※

当期純利益（又は当期純損失）

※ 任意記載の項目。

(経営情報 診療所の項目)

医業収益

入院診療収益

保険診療収益(患者負担含む)※、公害等診療収益※、
室料差額収益※

外来診療収益

保険診療収益(患者負担含む)※、公害等診療収益※

その他の医業収益

保健予防活動収益※

医業費用

材料費

医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費

給与費

給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費

委託費

給食委託費※

減価償却費

器機賃借料

その他の医業費用

水道光熱費、控除対象外消費税等負担額、本部費配賦額※

医業利益(又は医業損失)

医業外収益

受取利息及び配当金※、運営費補助金収益、施設設備補助金収益

医業外費用

支払利息※

経常利益(又は経常損失)

臨時収益※

臨時費用※

税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)

法人税、住民税及び事業税負担額※

当期純利益(又は当期純損失)

※ 任意記載の項目。

(経営情報 職種別給料及び賞与並びにその人数の職種)

医師

歯科医師

薬剤師

看護職員

保健師

助産師

看護師

准看護師

その他の医療技術者等

診療放射線技師

臨床工学技士

臨床検査技師

リハビリスタッフ

理学療法士

作業療法士

視能訓練士

言語聴覚士

歯科衛生士

歯科技工士

栄養士等

管理栄養士

栄養士

調理師

社会福祉士

精神保健福祉士

保育士

看護補助者

事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員

医師事務作業補助者

診療情報管理士

その他の職員

※ 全て任意記載の項目。

3. 病床機能報告・外来機能報告との連携について

- 新たな制度で収集する情報は、医療法人の経営情報となるが、関連する他の調査によって収集した情報と連携することにより多角的な分析の可能性が高まる。
- 具体的には、法に規定されている「病床機能報告」及び「外来機能報告」との連携を行うことが考えられることから新たな制度においては、これらの報告と共通のIDを用い、情報の連携を可能とすべきである⁸。
- ただし、他の調査との連携により医療法人の属性に係る情報が付加されるため、連携したデータベースは政府内で活用することを前提とし、それ以外の活用については、本検討会において研究目的などのニーズへの意見があったことを踏まえつつ、慎重な検討が必要である。

4. 国民への公表方法について

- 新たな制度は、医療法人の経営情報をデータベース化して、把握した情報を分析し、国民に対して医療が置かれている現状・実態の理解を促進等することにある。
- この目的を果たすためには、国民に対してより分かりやすく丁寧に医療の現状・実態を提示することが求められる。この点、個別の医療法人ごとの情報を公表したとしてもそれが医療の実態を表しているとは限らず、むしろ、データベースであることを活かし、例えば、属性等に応じたグルーピングによる分析等の結果により、全体像を示した方がより国民の理解は深まると考えられる。
- 一方、個別の医療法人の経営情報を公表した場合、一人医師医療法人の存在など小規模な経営を法人形態により実施している医療法人も数多くあり、人件費など個人の報酬額を容易に推測できる内容にもなり得る。

⁸ 病床機能報告及び外来機能報告は、報告対象とする年間実績について4月1日から3月31日までとしており、会計期間が4月1日から3月31日までではない医療法人は、新たな制度と対象期間が相違することに留意が必要。

- また、社会医療法人や一定規模以上の医療法人に限定したとしてもSNS等の発達した現在においては、公表された情報について、悪意的にこれを利用される可能性も否定できず、個人又は法人の権利利益を侵害するおそれがある。
- このため、公表する経営情報については、新たな制度によるデータベースの属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表し、医療法人から提出された個別の医療機関の情報は公表しないこととする。
- なお、新たな制度において国民への公表をデータベースの分析結果とする場合であっても、例えば、地域によっては施設数が限定される精神科病院などでは、一般病院と同様の地域区分でのグルーピングでは匿名の分析結果の公表であっても医療機関が推知される可能性が高まる。こうしたことも踏まえつつ、個別の医療機関の情報が推知されないよう配慮が求められる。
- 新たな制度によるデータベースの具体的な分析方法については、今後のシステムの設計、運用段階において、より充実したものとなるよう検討すべきである。このため、本検討会では具体的な検討は行わないが、国が直接分析する場合も含めて分析方法を検討する際には、セキュリティ等国民の信頼性確保とともに医療法人からも安心して情報が提供できるよう上記のような点を考慮して検討する必要がある。

5. 研究者への提供のための制度（第三者提供制度（仮称））について

【制度の必要性】

- 新たな制度では、国民・企業の負担を源泉とする医療費等を中心に収入を得ている医療法人から提出を求め、公費を使って医療法人の経営情報のデータベースを構築するものである。したがって、当該データベースは国民共有の財産として有効活用されるべきであり、そういった観点から、研究目的等のためにデータを利用する第三者への提供制度について検討が必要である。
- 一方で、新たな制度により構築されたデータベースに記録された情報を公表した場合には営利目的に利用することも否定できず、そのような利用は新たな制度の目的には沿わないことからデータの提供者たる医療法人からの信

頼を損なう可能性がある。

- さらに、当該データベースは、医療法人の競争上の利益を侵害するおそれのある情報や、事業報告書等との照合により、いわゆる一人医師医療法人の理事長等、特定の個人の収入等を容易に推知することができる情報が含まれることにも留意した検討が必要である。

【第三者提供制度（仮称）を検討する上での基本的な考え方】

- 新たな制度の目的を踏まえれば、まずは国民の理解を深めるため収集するデータ数を一定以上確保した上で、公表する分析結果の充実が必要である。
- また、新たな制度によるデータベースの有効活用という観点から、学術研究目的であっても、いわゆる「オーダーメイド集計」のように、個々のニーズを踏まえた分析結果の作成・提供への取組も必要である。
- 第三者提供制度（仮称）については、上記の充実を前提とした上で、データベースとしてデータの充足を見据えた施行期日とし、それまでに提供対象となる情報の内容や利用目的の限定方法等、また再識別させないための方法、漏洩のリスクの低減等、制度の詳細について慎重に検討していくべきである。

【第三者提供制度（仮称）の目的】

- 統計法では、公的統計は国民共有の財産という考え方の下、統計調査に対する国民の信頼を確保する観点から、調査票情報の適正管理と守秘義務（秘密保護）を図った上で、公益性のある統計の作成及び統計的研究について、個票形式のデータ（調査票情報及び匿名データ）を第三者に提供している。
- 高齢者医療確保法上のレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）も、調査対象（個別のレセプト情報に係る個人情報）の秘密の保護を図った上で、目的等を限定し、第三者に提供している。
- 医療法人の経営情報のデータベースを第三者へ提供する場合においても医療法人の競争上の利益等を保護することで、信頼と協力を得ることができる仕組みとすべきであり、第三者に提供する場合には提供先で医療法人・医療機関が特定される形での公表がされない仕組みとする必要がある。

- このため、利用目的は、第三者への提供に当たって本制度の目的に適った利用に限定すべきであり、「医療経済に対する国民の理解に資すると認められる学術研究」や「適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案」として、制度趣旨に沿った目的とすべきである。
- その上で、第三者に提供する場合には、当該目的に合致した利用申請となっているか、データの漏洩や紛失が発生することがないように、データ利用に当たってセキュリティが十分に確保された環境が整えられているか等を客観的に審査できるよう、有識者による審査の仕組みを前提にすべきである。

【第三者提供の方法及び対象】

- 統計法では統計の作成や統計的研究（統計の作成等）を行う場合、調査票情報を提供することができる。匿名データ⁹は、学術研究の発展、教育の発展、国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上（デジタル社会形成基本法に規定する特定公共分野）に資すると認められる統計の作成等を行う者¹⁰に提供することができる。
- 医療法人の経営情報のデータベースに記録された情報を第三者に提供する場合については、当該情報がオープンデータと照合することにより医療法人・医療機関の特定を容易に行えるという性質を持つことを考慮し、提供する情報の範囲は研究目的に照らして必要最小限の範囲の情報に限定する等、個人及び法人の権利利益が侵害されないよう配慮した上で、提供する必要がある。
- その上で、第三者提供を行う場合には、
 - ・ 提供の対象とする者については、データを扱う体制整備の有無を含め、前記の目的に沿って適切に研究を行える者か、研究倫理の保持が可能か
 - ・ 提供を求めるデータの範囲は、研究目的に適った必要なデータ範囲であるか

⁹ 調査票情報を特定の個人または法人等の識別ができないように加工したもの：識別情報の削除、識別情報のトップ・コーディング、リサンプリング等

¹⁰ 研究者、講義等の教育を行う指導教員やその学生、特定公共分野に関する統計の作成等を行う民間事業者・団体等

などの観点から申請内容を審査し、提供の可否を決定する方向で検討すべきである。

6. その他（医療法人以外の経営情報）について

- 調査研究事業では、医療法人以外の経営情報についてもデータベース化を検討すべきとされているが、新たな制度では、医療法人の制度として位置づけるため、医療法人以外の設置主体を対象とすることは難しい。

- 一方、医療法人以外の経営情報について、新たな制度によるデータベースによる分析結果と医療法人以外の経営情報と合わせて活用することができれば、日本の医療が置かれている現状・実態を表す上で有用であり、他の公開情報¹¹も収集し、医療法人の経営情報のデータベースとの連携を進めるべきである。

¹¹ 自治体病院であれば地方公営企業年鑑など、公立・公的医療機関の多くは、それぞれの法人制度の中で自院の経営情報を公表していることから、医療法人の医療にかかる経営情報の提出とは別で実務的に収集し、医療法人の経営情報のデータベースと組み合わせて活用することは可能である。また、厚生労働省で委託事業として実施している「病院経営管理指標」では、異なる開設主体の病院の経営情報を調査・分析しており、このような情報や他の公開情報を活用することも考えられる。